

資料③

鳴門市における新しい総合事業の訪問型サービス(案)

基準	現行の訪問介護相当		多様なサービス		
サービス種別	① 訪問介護	② 訪問型サービスA1 (現行サービス緩和型・現事業者移行)	③ 訪問型サービスA2 (生活援助型・シルバー・多様な主体)	④ 訪問型サービスB (住民主体による)	⑤ 訪問型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	有資格者(訪問介護員)による身体介護(排泄、入浴、食事、着替え、移動等生活動作の介助等)、生活援助	主に生活援助等(調理、掃除・ゴミ出し、洗濯、寝具干し等、買い物、薬局での薬の受取等の各支援)、身体介護有資格者によるものとし、生活援助等の場合は資格は問わない	同左(ただし、本格的な身体介助を除く)	当初は未実施 生活支援サポーター研修の実施等により担い手養成を実施	理学療法士、作業療法士等による居宅での相談指導等
対象者・サービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下や精神・知的障害により、日常生活に支障がある症状や行動を伴う ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要なケース ・制限のある食事が必要なケース等  ※状態等を踏まえながら、安定したり、特別な支援が不要となれば、多様なサービスの利用を促進	○専門的なサービスが一定程度必要なケース  ※状態等を踏まえつつ、住民主体によるサービスの利用を促進	○買い物、調理、掃除など、一定の研修を受けた市民等で対応可能なケース (例) ・認知機能に問題が少なく、ADL・IADLはほぼ自立 ・腰痛や膝痛、筋力低下のため重いものが持てない、しゃがむ姿勢が困難、長時間の立位が困難等現行相当 ・緩和A以外の要支援相当状態で、少しの手助けと見守りで自立を促せる者  ※状態等を踏まえつつ、住民主体によるサービスの利用を促進 ※柔軟に提供しつつ、ケアマネジメントにより、自立支援に資するサービスを提供		○体力の改善に向けた支援が必要なケース ○ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース (例) ・日常生活の中でしづらくなっている動作に対する工夫やポイントを助言・指導 ・自宅周辺での歩行確認、散歩コースや自宅での体操の指導等  ※3~6ヶ月の短期間で行う ※当初は運動系での実施
実施方法	事業者指定	事業者指定	事業者指定/委託		委託
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者(訪問介護事業者、NPO等)	多様な事業主体(シルバー人材、NPO、ボランティア団体、訪問介護事業者等)	ボランティア主体	保健・医療の専門職・職能団体(市の直接実施可能)
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
介護報酬・単価	予防給付と同様、国保連経由で審査支払週1回程度で月11,680円(2,920円/回)各種加算を除く	現行相当サービスの7~8割	1回 1,500円程度(現行の5割)を想定		
利用者負担	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割	1割。一定以上の所得がある人は2割		利用者負担なし
限度額管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理の対象。国保連で管理	限度額管理対象/委託時は直営管理		実施しない(必要性に乏しい為)
管理者	・常勤1名 ・専従。ただし支障のない場合、兼務可		・1人(非常勤も可) ・兼務可		
従事者人数	常勤換算2.5人以上	必要数(サービスが賄える人数)			
従事者資格	①介護福祉士、②介護職員初任者研修修了者	身体介護に従事する場合のみ現行サービス型の資格要件を適用	不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)		
サービス提供責任者の資格	①介護福祉士、②実務者研修修了者 ③3年以上の経験を有する初任者研修修了者	従事者であれば可 ※ただし、身体介護を行う場合には、現行相当サービス同様の資格を有する必要がある	不要(ただし、市が認める研修等を修了すること)		
設備	サービス提供に必要な設備・備品の設置、事業運営に必要な専用の区画		事業の運営に必要な広さを有する区画		個々の委託契約により定める
法令順守事項	従事者の清潔保持・健康状態の管理、従事者又は従事者であった者の秘密保持、事故発生時の対応、休廃止届、便宜の提供				
安全配慮	保険加入の義務				
個別サービス計画	必要	必要に応じて作成	不要		
心身状況等の把握	必要		不要		
利用者に関する市への通知	要支援状態の程度を増進又は要介護状態になったとき		不要		
	不正行為により保険給付を受けようとするとき				
利用者のモニタリング	1か月1回	3か月1回	不要		